

三宅島における東京都自然ガイドの養成及び認定に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東京都の島しょ地域における自然の保護と適正な利用に関する要綱（平成14年7月1日14環自計第288号知事決定。以下「要綱」という。）第5条第3項に基づき、三宅島における東京都自然ガイドの養成及び認定の方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(講習の開催等)

第2条 知事は、三宅島における自然環境保全促進地域の利用者に対する自然の解説、利用の指導等をするのに必要な知識及び技術を修得させるための講習（以下「東京都自然ガイド（三宅島）認定講習」という。）を開催するものとする。

2 東京都自然ガイド（三宅島）認定講習の講習科目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 伊豆諸島の自然保護について
- (2) エコツーリズム概論
- (3) 三宅島の自然環境概論
- (4) 三宅島の火山・地形地質
- (5) 三宅島の植物
- (6) 三宅島の動物
- (7) ガイド技術（講義）
- (8) ガイド技術（一般実技）
- (9) ガイド技術（雄山 現場実習）
- (10) 安全管理（講義）
- (11) 安全管理（実技）
- (12) 安全管理（雄山 現場実習）

(受講の申込み)

第3条 三宅村に1年以上住所を有し、又は三宅村長の推薦を受け、かつ18歳以上の者で東京都自然ガイド（三宅島）の認定を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、東京都自然ガイド（三宅島）認定講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を知事に提出するものとする。

2 知事は、受講申込書を受理したときは、その内容を審査の上、東京都自然ガイド（三宅島）認定講習の受講を承認する。

3 知事は、前項により東京都自然ガイド（三宅島）認定講習の受講を承認したときは、その旨を申込者に通知するとともに、東京都自然ガイド（三宅島）認定講習の受講票を交付する。

(実費の納付)

第4条 知事は、前条第3項により通知を受けた者（以下「受講者」という。）に対し、東京都自然ガイド（三宅島）認定講習の実施に係る実費相当額として3,000円の実費負担料の納付を求めるものとする。

(受講承認の取消し)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、受講者に対し、東京都自然ガイド（三宅島）認定講習の受講の承認を取り消すものとする。

- (1) 受講申込書に、虚偽の記載があったとき。
- (2) 受講者が第3条第3項により交付された受講票を第三者に貸与し、又は譲渡したとき。
- (3) 受講者が前条に定める実費の納付をしないとき。
- (4) その他知事が特に受講の承認を取り消す必要があると認めるとき。

(三宅島における東京都自然ガイド養成・認定委員会)

第6条 知事は、この要領に定める東京都自然ガイドの養成及び認定に関することについて、三宅島における東京都自然ガイド養成・認定委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

(認定等)

第7条 知事は、東京都自然ガイド（三宅島）認定講習を修了した者の中から、委員会の意見を聴いて、適当と認める者を東京都自然ガイド（三宅島）として認定するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により認定した者に対して東京都自然ガイド（三宅島）認定証（以下「認定証」という。）を交付し、東京都自然ガイド（三宅島）名簿に登録するものとする。
- 3 東京都自然ガイド（三宅島）は、三宅島の自然環境保全促進地域に立ち入るときは、認定証を携帯するものとする。

(認定証の有効期間)

第8条 認定証の有効期間は、2年間とする。

(認定証の更新)

第9条 認定の更新を受けようとする者は、知事が実施する認定の更新のための講習（以下「東京都自然ガイド（三宅島）更新講習」という。）を受講しなければならない。

- 2 三宅村に住所を有し、又は三宅村長の推薦を受けた者で、東京都自然ガイド（三宅島）更新講習を受講しようとする者（以下「更新申込者」という。）は、東京都自然ガイド（三宅島）更新講習受講申込書（以下「更新講習受講申込書」という。）を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、更新講習受講申込書を受理したときは、その内容を審査の上、東京都自然ガイド（三宅島）更新講習の受講を承認する。
- 4 知事は、前項により東京都自然ガイド（三宅島）更新講習の受講を承認したときは、その旨を更新申込者に通知するとともに、東京都自然ガイド（三宅島）更新講習の受講票を交付する。
- 5 知事は、前項により通知を受けた者（以下「更新講習受講者」という。）に対し、東京都自然ガイド（三宅島）更新講習の実施に係る実費相当額として1,000円の実費負担料の納付を求めるものとする。
- 6 知事は、次の各号のいずれかに該当したときは、更新講習受講者に対し、東京都自然ガイド（三宅島）更新講習の受講の承認を取り消すものとする。
 - (1) 更新講習受講申込書に、虚偽の記載があったとき。

- (2) 更新講習受講者が第4項により交付された受講票を第三者に貸与し、又は譲渡したとき。
 - (3) 更新講習受講者が前項に定める実費の納付をしないとき。
 - (4) その他知事が特に受講の承認を取り消す必要があると認めるとき。
- 7 知事は、要綱第6条に定める役割を誠実に行之、かつ、第1項の講習を修了した者の中から、委員会の意見を聴いて、適当と認める者に対し認定を更新するものとする。
- 8 知事は、前項の規定により認定を更新した者に対して認定証を交付し、東京都自然ガイド（三宅島）名簿に登録するものとする。

（再認定）

- 第10条 やむを得ない理由により、前条第1項に規定する東京都自然ガイド（三宅島）更新講習を受講できず認定証の有効期間が終了したもので、東京都自然ガイド（三宅島）として再認定を受けようとする者は、認定の有効期間終了後に初めて開催される更新講習を受講しなければならない。
- 2 前条第2項から第6項までの規定は、東京都自然ガイド（三宅島）の再認定において準用する。
- 3 知事は、要綱第6条に定める役割を誠実に行之、前条第1項の東京都自然ガイド（三宅島）更新講習を修了し、かつ、別に定める要件を満たした者の中から、委員会の意見を聴いて、適当と認める者を東京都自然ガイド（三宅島）として再認定するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により再認定した者に対して認定証を交付し、東京都自然ガイド（三宅島）名簿に登録するものとする。

（認定の取消し）

- 第11条 知事は、東京都自然ガイド（三宅島）が次の各号のいずれかに該当していると認めるときは、委員会の意見を聴いてその認定を取り消すことができる。
- (1) 東京都自然ガイド（三宅島）としてふさわしくない行為を行ったとき。
 - (2) 要綱第6条に定める役割を誠実に行わなかったとき。
 - (3) 認定証を第三者に貸与し、又は譲渡したとき。
 - (4) その他、知事が特に認定を取り消す必要があると認めるとき。
- 2 知事は、前項の取消しを行う場合は、あらかじめ当該取消しを受ける者の意見を聴かなければならない。

附則

この要領は、令和元年8月16日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

表面

8. 6センチメートル	
東京都 年 月 日交付 第 号 東京都自然ガイド(三宅島)認定証 氏 名 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 東京都知事 印	5・4センチメートル 2.4センチメートル 3.0センチメートル

裏面

住 所	
生年月日	

備考

1 三宅島の自然環境保全促進地域に立ち入るときは、この認定証を携帯すること。

2 この認定証は、他人に貸与したり、譲渡したりしてはならない。